

- ・市町村ウミガメ保護監視員設置費補助（15市町村，監視員延べ2,070人）
- ・関係警察署によるパトロール

③ 県ウミガメ保護対策連絡協議会の開催

県，関係市町村，警察等の関係機関が情報交換等を行うことにより効果的な保護対策を確立することを目的とした協議会開催

（表 2－20）

表 2－20 ウミガメの上陸状況

区 分 \ 年 度	H16	H17	H18	H19	H20
上陸確認市町村数	29	31	29	29	31
上陸確認頭数(延べ)	7,362(233)	5,711(175)	3,552(170)	3,431(432)	9,443(359)

※（ ）書きはアオウミガメで内数

3 ツル保護

出水地域には毎年，約 1 万羽のツル（ナベヅルとマナヅル等）が渡来しており，そのほとんどが荒崎地区に集中して生息しているため，伝染病によるツルの絶滅が危惧される一方，地区外にも多数飛来して農作物への被害等の問題が生じています。このため，国指定鳥獣保護区の特別保護地区に指定されている東干拓地区において，生息環境の改善・整備等を行い，ツルの集中化の改善と農作物被害の軽減を図るための「特定地域鳥獣保護管理事業」を平成 8 年度から開始しました。平成20年度の事業内容は次のとおりです。

① 農地の借上げ

ツルの渡来期間中，東干拓地区の海側の農地を休遊地として借上げ，ツルのため良好な生息地として確保しました。（約53ヘクタール）

② ネグラの整備

借り上げた農地の中に，ネグラを 1 箇所設置しました。（約 1 ヘクタール）

③ 目かくし網等の設置

借り上げ地については，車等の光を遮断するため，目かくし網を設置し，借り上げ地以外は農作物の被害を防止するため，赤銀テープの設置を行いました。

④ 給餌事業

休遊地において，広く粗く給餌を実施しました。

⑤ 環境等調査

出水・高尾野地域で越冬するツルの羽数調査を行いました。

4 マングース対策

奄美大島におけるマングースは，1979年ごろハブの駆除を目的に奄美市内（旧名瀬市）に約30頭放獣されたといわれています。外来種であるマングースはその後増殖し，環境省の調査（平成 8～11年度）では 5 千～1 万頭前後が生息していると推定されました。環境省は希少種を含む生態系を保護する観点から，平成12年度から 5 か年計画でマングースの防除事業を実施し，生息数は当初の 1／3 程度まで減少したものの，同時に分布域の拡大や捕獲効率の低下が生じているとしており，その完全な排除には至っていないところです。このため，環境省は平成17年 6 月から外来生物法のもとで，大幅に事業費を増額し，平成26年度の完全

排除を目指した防除が実施されているところです。

なお、過去5年間におけるマングース捕獲実績は、表2-21のとおりです。

表2-21 マングース捕獲実績

年度 区分	H16	H17	H18	H19	H20
マングース防除事業	2,524頭	2,591頭	2,723頭	780頭	947頭

5 野生生物保護思想の普及啓発

(1) 愛鳥週間における啓発活動の推進

鳥獣保護の実効を期するためには、鳥獣に親しみ、その習性を知り、これを保護しようとする思想を広く県民に普及することが大切です。また、幼少期における教育課程での愛鳥思想の養成は重要です。このため、県下の小・中・高校生から「野生鳥獣保護」をテーマにしたポスターを募集し、優秀作品を愛鳥週間（5月10日から5月16日まで）中に表彰するとともに、入賞作品をフラワーパークかごしま及び平川動物公園に5月29日まで展示し、県民への普及啓発を図りました。平成20年度の応募者は表2-22のとおりです。

また、野生鳥獣の保護思想を普及・高揚させることを目的として、愛鳥モデル校を指定（指定期間3カ年）しました。

表2-22 愛鳥週間作品コンクール（平成20年度）

学 校 別	ポスター	応募学校数
小 学 校	2,362	71
中 学 校	365	25
高 等 学 校	70	7
計	2,797	103

※特別支援学校は各学年に含める。

(2) ウミガメ保護啓発活動

ポスター（700部）、小冊子（2,000部）、テレビ等を利用した広報、パトロール開始式でのアピール、市町村広報誌等による周知徹底を図りました。

6 希少野生動植物の保護対策

希少野生動植物はこれまで「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」や「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」などの法令に基づき保護が図られてきましたが、希少野生生物調査の過程で、早急な保護対策を図る必要がある種があることもわかりました。

こうしたことから、捕獲等の禁止や生息地等における開発行為の制限などを規定した「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」を平成15年3月に制定し、平成21年3月現在で42種を捕獲等を禁止する指定希少野生動植物として指定しています。

7 奄美群島生物多様性の保全

奄美地域は、種の保存法の「国内希少野生動植物種」に指定されているオオトラツグミなどの鳥類や、特別天然記念物に指定されているアマミノクロウサギなど希少な野生生物が生息しているほか、世界中で奄美にしか生息しない固有種が多く生息している世界的にも重要な地域です。

現在、「人間活動と野生生物との共存の確保」は、どの地域でも大きな課題となっていますが、固有種・希少種が多く、多様な生物相を有する奄美群島では特に重要になっています。

このような状況に対応するため、環境省奄美野生生物保護センターが平成12年4月にオープンし、奄美に生息する野生生物の調査研究や、野生生物保護思想の普及啓発等を総合的に推進する拠点施設として、運営されています。

また、第8次鳥獣保護事業計画（平成9年4月1日から平成14年3月31日まで）に基づき、奄美市の金作原地区、らんかん公園、おがみ山公園、笠利町の蒲生崎地区、住用村の金川岳地区を県の鳥獣保護区に設定しました。

8 野生生物の生息・生育環境の確保 多自然川づくり

平成9年12月の河川法の改正に伴い、新たに「河川環境の整備と保全」「地域の意見を反映した河川整備の計画制度の導入」が盛り込まれたのを受けて、本県においても「リバーフロント整備事業」「地方特定砂防環境整備事業」等の事業で、魚類の生息・生育環境として重要な瀬や淵など、多様な水辺を保全し、多段式やスロープ式の魚道の設置など多自然川づくりを積極的に進めることとしています。（資料編10－(4)）

一方、「河川整備計画」の策定にあたっては、動植物の生息に必要な当該河川の維持流量を確保するなど生物の生息・生育環境の保全に努めています。